

平成30年度第3回東久留米市子ども・子育て会議
会議録（全文筆記）

開催日時

平成30年9月28日（金） 午後7時00分～午後8時51分

開催場所

東久留米市役所701会議室

出席者の氏名

（1） 委員 齋藤利之委員 野村明洋委員 坂入真由美委員 武田和也委員
新倉南委員 佐々木真弓委員 白石京子委員 荒井友香委員
菅田弘之委員 鹿島洋子委員 佐々木いずみ委員

（2） 事務局 子ども家庭部長
子育て支援課長
児童青少年課長
保育・幼稚園係長
子ども政策担当主査

（3） オブザーバー（コンサル） 株式会社総合企画

欠席者の氏名

山岡つかさ委員

会議の議題

- 1 開会
- 2 東久留米市子ども・子育て支援事業計画 点検・評価シートについて
- 3 東久留米市子ども・子育て支援ニーズ調査票（平成30年度版）（案）について
- 4 その他
- 5 閉会

1 開会

・会長

それでは定刻となりましたので、ただいまより平成30年度第3回東久留米市子ども・子育て会議を開催いたします。

今、台風が来ておりまして、私どもの娘もあした小学校の運動会ということで、いろいろと学校のほうからもお便りが来ているところでございます。日本列島を縦断するという報道もありますので、引き続き台風なんですけど、十分に情報をもって気をつけていただけ

ればというふうに思います。

本日、〇〇委員がご連絡はございませんので後ほど来られると思いますが、半数の方の出席がございますので本会議は成立しております。

それでは事務局より本会議での議題内容等につきましてご説明をお願いいたします。

・事務局

改めまして皆さんこんばんは。私のほうから本会議での議題内容に関しましてご説明をさせていただきます。

お手元に配付させていただいてございます次第のとおり、2「東久留米市子ども・子育て支援事業計画 点検・評価シートについて」、3「東久留米市子ども・子育て支援ニーズ調査票（平成30年度版）（案）について」、4「その他」でございます。以上でございます。

・会長

はい、ありがとうございます。ここで会議宛てに意見を頂戴している件がございます。その件に関しましては、「その他」事項のところで皆さんと協議をしたいというふうに思っております。

それではここから本会議の本論に入りたいと思います。事務局に確認いたしますが、本日傍聴の方はいらっしゃいますでしょうか。本日、会議を傍聴される方がいらっしゃいますので、それを許可いたします。入場お願いいたします。

傍聴の方が着席されましたので、事務局から本日の配付資料等の確認をお願いいたします。

・事務局

では、配付資料について確認させていただきます。

まず、事前に配付させていただいた資料はございません。

続きまして、本日配付させていただきました資料は4点となります。

まず、資料1「東久留米市子ども・子育て支援事業計画 点検・評価シート（平成30年9月28日版）」というものです。

次に、資料2「東久留米市子ども・子育て支援ニーズ調査票（就学前児童保護者用）（案）」というものです。

次に、資料3「東久留米市子ども・子育て支援ニーズ調査票（就学児童保護者用）（案）」です。

最後に、資料4「幼稚園、保育所、認定こども園等の無償化について」です。

配付資料の確認につきましては以上です。

・会長

はい、ありがとうございます。お手元の資料で不足等ございましたら、挙手にてお願いいたします。よろしいでしょうか。

2 東久留米市子ども・子育て支援事業計画 点検・評価シートについて

・会長

それでは、次に次第2「東久留米市子ども・子育て支援事業計画 点検・評価シートについて」です。事務局、よろしくお願いいたします。

・事務局

はい、前回の会議で委員よりご指摘いただいた実利用人数については、比較検討できるように経年の表を載せて点検・評価シートを全体的に整理しました。資料の1です。

また、次年度以降の方向性についても、会議で議論していただいた内容をもとに、各担当のほうで内容をまとめ、記載しておりますのでご確認ください。

次に、担当課よりご説明させていただきます。

・事務局

それでは、資料1につきまして、担当課よりご説明させていただきたいと思います。

前回、ご質問等をいただきましたところに対するご説明となります。10ページ目をおあけいただければと思います。

10ページ目に(6)といたしまして、「地域子育て支援拠点事業」についてでございます。前回、こちらの施設利用者のところで、Aの地域子ども家庭支援センター上の原とBの地域子育て支援センターはこぶね館の施設利用者数につきまして、大きな違いがあつて、この要因についてはどういったものがあるのだろうというご質問をいただいたところでございます。地域子育て支援センターはこぶね館につきましては、補助金を交付しまして運営が行われているところでございますが、地域子ども家庭支援センター上の原と比較しまして、利用者数に大きな差があるところでございます。はこぶね館につきましては、直営ではないなど運営形態の違いですとか、あと立地のほうが西部のほうの下里にございまして、滝山にあります子ども家庭支援センターと比較的立地的なものが近いことから、下里のはこぶね館と滝山の子ども家庭支援センターで利用者が分散している状況もあるかというふうに考えております。ただ、はこぶね館に関しまして、利用者の増加の余地はあるのではないかと思いますので、今後周知方法などを検討してまいりたいと考えているところでございます。(6)の地域子育て支援拠点事業につきまして、前回ご質問いただいたことに関する説明は以上となります。

あともう一点ですね、17ページをお開きいただきたいと思います。(11)の「放課後児童健全育成事業(学童保育)」についてでございます。こちらで、今年度の予定といたしまして、第二小学校、第三小学校、第七小学校、本村小学校の4箇所の小学校施設におきまして、特別教室等の借用によりまして、量の見込みに対応する提供体制の確保を目指すというところでございます。特別教室の活用につきまして、提供体制を確保するために対象となる小学校とは合意書の取り交わしを行いまして、提供体制については確保しているところでございます。しかしながら、待機児童につきましては、6月から、現在9月におきましても、待機児童がゼロという状況が継続しておりますことから、今年度、第二小学校、第三小学校、第七小学校、本村小学校で予定しておりました特別教室等の活用につきましては、実施しないで対応するという予定でございます。

以上について、資料1について事務局からご説明させていただいたところでございます。

・会長

はい、ありがとうございました。前回、委員のほうから質問及び宿題というような形でご提示いただきました内容につきまして、丁寧に調査、整理をしていただいたところかというふうに思います。この点検・評価シートにつきまして、引き続き委員の皆様から何かご質問、またはご感想等も含めて、何かありましたら挙手にてお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

これまで点検・評価シートに関しましては、表の作り方、それから担当の課、及び数値が今ご説明のありましたとおり、経年で比較できるように事務局のほうで非常に苦労していただきまして、もちろんこれまでの委員の方々のご意見も十分参考にいたしまして、我々のほうでこういった形で点検・評価シートの最終的なフォームを作ったところがございます。これも本当にひとえに委員の皆様の専門的な立場、それから数字に見えないところの部分での、ある意味今回もありがとうございましたご質問等、貴重な意見を頂戴して、こういった形で点検・評価シートが一定程度完成したところではないかなというふうに思います。

それでは、まずはこれまでも見ていただいている部分ではございますし、また後ほど気になるところがございましたら挙手にてご発言いただければというふうに思います。

今後はこの資料をもとに事務局のほうで作業を行っていただきまして、整い次第公表していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

3 東久留米市子ども・子育て支援ニーズ調査票（平成30年度版）（案）について

・会長

それでは、「東久留米市子ども・子育て支援ニーズ調査票（平成30年度版）（案）」に移りたいと思います。事務局よりご説明をお願いいたします。

・事務局

資料2と資料3をご用意ください。前回会議で配付させていただいたニーズ調査票の案を現状にあうように加筆修正させていただきました。主に3点の加筆修正がございます。

1つ目が第二期の国の手引きに基づいた内容、2つ目が幼児教育の無償化についての内容、3つ目が委員からご意見をいただいた、自由記入欄に点検・評価についての利用者様からの意見も記載できるように改めました。また、この調査票の案に関しましては、5年前の第一期の国の手引きをもとに作成しております。その他精査の上、文言修正やレイアウトの見直しもしてあります。

次に、第二期の国の手引き、正式名称は「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」に基づいた修正点についてご説明いたします。お配りした資料2のニーズ調査の案の中に変更点が3箇所ございます。

まず、1箇所目は8ページの間15-1の表に「5. 小規模保育施設」を追記してございます。

2箇所目は、その次のページで10ページの間16の表も「5. 小規模保育施設」を追記し

ております。

3箇所目は、同じく10ページの下段間16-2、「特に幼稚園（幼稚園の預かり保育をあわせて利用する場合を含む）の利用を強く希望しますか。当てはまる番号1つに○をつけてください」というものです。以上の3点を修正しました。

また、委員の方からニーズ調査に関してメールでご意見をいただいた件が1件ございました。貴重なご意見をどうもありがとうございました。ご意見の内容は、調査の回答方法をインターネットを利用できるようにしたほうが回答率が上がるのではないかというものです。このご意見に関しまして、コンサルを通してお調べさせていただきました。調査結果としては、回答率が上がる場合だけではなく、逆に下がった事例もあるとのことで、今回のニーズ調査においては実施を見送ることといたしました。詳しくはコンサルよりご説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

・コンサル

ご説明させていただきます。まず、インターネット調査について申し上げます。インターネット調査を追加した場合の費用はだいたい20万円から30万円ぐらいでございます。また、重複の回答を防ぎ、回答の途中での保存機能をつけるために個別にIDやパスワードを付与する場合はまた追加の金額が発生いたします。

インターネット回答を可能にした場合の効果について、以前弊社が受託した東京都のある自治体を例に挙げて申し上げます。こちらはホームページ上で公開されている情報でございます。その調査は毎年実施しており、これまで郵送回収のみでしたが、平成29年度からインターネット回答ができるよう変更いたしました。その結果、3,000配付で回収率は45.0%でございましたが、その前の平成28年度よりも3.7パーセント回収率が減少いたしました。そもそも29年度の調査期間が年末に近づいてしまったことや、どの自治体でも年々回収率が下がっているトレンドなどございますが、インターネット回答をすることでそれらの要因を超えるような回収率のアップは見込みにくい結果となっております。

また、今回のように調査設問が多い場合にはインターネットでの回答は適さないという理由もございます。

以上、一例ではございますが、インターネット調査についてのご報告でございます。

・事務局

ありがとうございました。説明は以上になります。

・会長

はい、ありがとうございました。

こういう調査、私も大学の教員をしておりますので、いろんなところに調査票、アンケート等お送りしておりますが、今専門家のほうからもお話がありましたように、今回非常に設問の多い部分でございます。この部分につきましては、丁寧にご説明を差し上げる等も含めてですね、市のほうもいろいろと考えていただいた上で今回の結論に至ったのではないかというふうに思います。確認でございますが、すみません、事務局側に。資料2につきましては、これは投函をするものでよろしいですね。で、資料3については学校で配付

して先生に渡すもの、小学校2年生ということでもよろしいですか。その方向でお願いしたいところですね。ありがとうございます。

ここまでのところで何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。はい、どうぞ。

・委員

2点ございまして、前回いなかったところでの質問なので重複してたら大変申しわけございません。1つ目がですね、3ページの間4に「宛名のお子さんからみた関係でお答えください」ということで、母親、父親、その他という項目がございます。一方ですね、6ページをご覧ください。6ページの間12を見ると、養育者の設定として母親と父親のみがあります。その他の家庭についてはこの部分は回答しないでよいという理解でよろしいでしょうか。このことについてはこのあとの資料3にもかかわりますので、質問をさせていただきたいと考えました。

2点目です。ただいま小学校の担任を通じて配付・回収というお話がありました。学校は働き方改革として取り組みをしています。本市でもさまざまな調査をしている中で、事前に調整はされていますか。

・会長

貴重なご意見ありがとうございます。では、2点について事務局のほうからご回答のほうをお願いいたします。

・コンサル

それでは1点目、ご説明させていただきます。まず、回答いただく方ということで、間4のところなんですけれども、代筆を可能にするために「その他」をつけております。ただ、質問自体は母親、父親の方に対して質問するところで、6ページ以降の母親、父親に関しては基本的に母親、父親に対してお伺いするところでございます。

・事務局

2点目の資料の3の配付方法についてでございますが、大変恐縮です。市の内部におきましては、5年前にそういう形で依頼をさせていただいたという経緯がございます。その中で、今担当レベルで、そういった方向性の状況の依頼といったものを検討させていただいて、担当レベルでお話させていただいてるんですが、来月の初旬のところでの正式なご依頼ということで、現時点ではそういったことを考えているということでご理解いただきたいと存じます。

・委員

ご回答ありがとうございます。

1点目の件について、再度質問させていただきます。もちろん代筆を可能にするという意味で3番のその他があるということを理解はしたんですけれども、保護者の中には、母親、父親のほかにも、祖父母であるとかさまざまなケースが見られるわけです。そうしますと、今のお話の仕方ですと、あたかも母親、父親以外に保護者がいないかのような印象

を私は受けました。そういったことについてですね、深く傷ついているご家庭もあるということで、学校現場からさまざまにご相談をいただいているという事実をお伝えをしたいというふうに思います。変更しろということではなくて、そういった事例があるんだということをお場の皆さんには共有していただければと思います。

・会長

大変貴重なご意見をありがとうございました。今後も特に外部に出すものにつきましてはいろんな文言等々、皆さんからも貴重な意見を伺いながら適正な形で進めていきたいというふうに思いますし、事務局のほうもそういったご配慮のほうを鑑みながら、各種いんな製作物に目を光らせてやっていただければというふうに思います。

そのほか、感想もしくはご意見等でも結構でございます。はい、どうぞ。

・委員

今回はインターネットの回答はしないということですが、たぶんそういう方法をしてほしいという市民からの意見は出てくると思います。今コンサルの方から、お金がかかるとか、東京でやってみただけでも回答率が下がるっていうのは私たちはわかるんですけども、やはりそういった場合の説明はもうちょっと丁寧というか、そこら辺の配慮を少し統一しておいたほうがいいのではないかなとちょっと思いました。以上です。

・会長

ありがとうございます。ただいまの意見につきまして、何かございますか。

・コンサル

ご意見ありがとうございます。インターネット調査につきましては高価というところもあるんですけども、やはりご指摘のとおり、回答を求められている方も一部いるということで、全般的な数字は上がらなくても、求められる方がいらっしゃる場合があるということは承っておきます。次回の調査に関しましては、インターネットのほうも使えるかどうか確認させていただいて、検討させていただければと思います。

・会長

ありがとうございます。ぜひ選択肢の一つとしてですね、ないことありきではなくてですね、お考えいただければというふうに思います。

ちょっと別件になりますけれども、先ほどちょっと大学の話をしましたけれども、実は大学のほうは、昔は例えば教員が自治体に対しても一般の保護者様に対してもそうですけど、アンケートをするときって結構すぐできたんですよ。ところが、今は大学の中ですね、倫理委員会というものにしっかりとですね、まず倫理講習を受けて、なおかつ倫理委員会を通して、なおかつアンケートならアンケートの様式等々も適正かどうかを踏まえて、それでオーケーが出てアンケート調査が行われるという状況でございます。また、こういったこともですね、社会の情勢とも鑑みながら、今後、市としてのアンケートの配付の方法であるとか、文言のあり方であるとか、そういったところをですね、ぜひ精査していた

だきたいなというふうに思っているところでございます。

ほかに皆様からご意見ございますか。

・委員

これから検討されると思いますけれど、先ほどの〇〇委員のこの6ページの部分の母親、父親という部分、そこは意見だけではなくて、しっかりとやはり最初の項目のように「その他」の部分を入れていただきたいなと思います。それは前向きに検討していただきたいですが、やはり今、本当に僕も保育の現場で働く中で、母親、父親だけじゃない、本当に祖父母の方が面倒みている方もいらっしゃるのか、あるいは養護施設に預けたりしている方もいらっしゃるのか、そういう部分ではここをちゃんと明確にすることで、東久留米市の子育ての現状っていうのがわかると思いますので、そこは入れていただきたいなというのが一つあります。

もう1点が11ページの「幼稚園、保育所、認定こども園等の無償化について」、これは確かに今の政府のこういう方向性は出されてます。ここでは一番上の囲みのところで、「消費税率引上げ時の2019年10月1日から実施を目指すこととされています」となっていて必ず実施するとはしていませんが、ここに載せて本当に大丈夫なのかなど。実際、今の消費税に関して先送りにされた経過もあって、たぶんまあやると思うんですけども、ここの中に入れる内容で良いのかなという部分がちょっと感じられます、率直に。で、むしろ反対に、やるのであれば、今回のこのアンケートに関しては市内の子育てしていらっしゃる全員の方ではないですよ。これ、何人か選ばれた方のみですから、やるのであればこれもう本当に全部の保育園、幼稚園とか、そういった方を対象にやったほうがより明確な部分が見られるんじゃないかと思えます。そういった部分で、今回の子ども・子育て支援ニーズ調査と別でやることをちょっと提案したいと思えます。以上です。

・会長

はい、ありがとうございます。ただいまのご意見につきまして、事務局からお願いいたします。

・事務局

ご意見ありがとうございます。まず、1点目の6ページのところにつきましては、前提としまして冒頭でご説明させていただいた中で、5年前も国の手引きに沿ったアンケート調査をベースに、前回の会議でお示しさせていただいたものでございますが、ご意見もございましたので、もう一度そこについては急ぎで他市の状況なんかも確認する中で、考えさせていただきながら、これは一つふえるということの選択肢のみでなく、記載のところでの検討も事務局のほうで調べさせていただき、その結果についてはわかり次第皆様にはご連絡をさせていただきたいと考えております。

2点目の幼児教育の無償化のところにつきましては、先日、国のほうから幼児教育無償化についての市民の方へ向けたお知らせの内容として送られてきた文書が、会議直前にありまして、そこについてその資料をもとに、このページに入れさせていただきました。まず、今回のページのところで言いますと、11ページにその資料があるんですけども、こ

ちらを2つの10ページと13ページの2つの質問を利用希望ということで設定させていただくということによって、どちらの情報もとれるということで、こちらのニーズ調査については、まずはこの幼児教育無償化の資料については最新のものということで掲載をさせていただきながら、10ページについて幼児教育無償化ということでなく現状の利用希望をとって、それで13ページのほうで幼児教育無償化後の変化というものを見れるような、そういう設定にさせていただいたというところでございます。

・会長
どうぞ。

・委員

この11ページの点々囲みの2つ目の文章のところを、ひょっとしたら「2019年10月1日に消費税率が引上げられた場合に実施されます」という文言に変えておくと、私は先ほどおっしゃったような部分についていいと思います。東京都の私立幼稚園連合会のほうに国の文科省のそういう部署にきた1ヶ月目の方の説明会の時にご質問された、「消費税率が上がらなければ実施されないんですか」とご質問された園長先生に対して「はい」とお答えされていまして、それはそのように書かれるといろんな場面でいいのではないかと、私のほうもあれこれ研修会に出れば聞きます。いろんなことを聞きますが、なかなか本当に実施する市区町村には大事な情報はおりていないようで、混乱の極みで、最終的にこの無償化が国と都道府県と市区町村のどういう割合で負担をするかということを知りましたが、まだそれも決まっていないということで、最終的には年明けに予算をとったりした段階でまああの概略が決まり、突如市区町村におりてくるということになって、私たちの中では、この子ども・子育て支援新制度のやり方とまるで同じ。これが平成27年に始まる時にも、25年の夏ぐらいからこの会を立ち上げましたし、皆でわかっているんだかわかってない中、何が決まっているんだかわからない中、各市区町村である程度の事業計画を決めなきゃならなかった、それと同じ状況になる可能性があるというのを国のお役人さんの説明会の時に感じた次第なので、ここの文章は本当にどのようにも誤解のないように。なぜかと言いますと、やっぱり来年度の入園について各幼稚園でご質問を受けると、もう無償化ありきになってしまっている保護者の方がいらっしゃるということで、うちはそれほどそういう話聞いたことないわとお話した翌日にそういう話をされた方もいらっしゃったので、あくまで消費税率が上がったという理解の仕方をしてもらわないと、やはり無償化は保護者の方にとっては大変うれしいことなので、もう無償化されるという頭になりきっちゃうと、こういうものを配るのであれば余計に混乱すると思いますので、文章をちょっとお考え直したほうがよろしいかと思われまます。

・会長

はい、貴重な意見ありがとうございます。ちょっと確認ですけれども、この網の枠の上のところに「抜粋です」とありますが、これは内閣府が配布されたものとおりに書かれているということでしょうか。

・委員

資料4の点々の中に。2つ目の。

・会長

いえ、私が言いたいことは字面の並び方の問題の話で、今〇〇委員からお話がありましたように、どちらかというところ、上段と下段が逆であるべきだとは思いますが、読み間違えとか誤解を招きかねないかな。確かに抜粋だとは思いますが、このとおり書かれたのかなということですが、そういうわけではないんですかね。書かれていることは事実なんですけれど、それを2つに分けて。

・コンサル

抜粋でございます。で、形式というかフォーマットだけA4サイズに変えただけで、内容は全て抜粋になっております。

・会長

こちらのものが抜粋ですか。言葉の並び面がそのまま抜粋ですか。

・委員

「無償化されます」になっちゃってる。

・会長

抜粋というのは非常に都合のいい言葉でもありまして、いろんな報道でもそうですけど、そこだけ抜き出せばそういうふうになってしまうという可能性もあるんですよ。いろんな芸能人もそうですけど、インタビューとかでそこだけ抜き出されるとそういう印象を与えてしまう。まあ印象操作と言っていいのかわかりませんが、まあいずれにしても委員会等会議のほうで皆さんからの意見を含めて、先ほどの〇〇委員からのほうもそうなんですけど、こういった外に出すものについては大前提として誤解を与えるものではないということ。それから、誤解を招くような表現は避けるということ。これは当然のことだということに思いますので、この無償化の部分につきましても、消費税ありきのわけですから、財源がそこになるわけですから、一度ここに関しましては書きぶりを少しご検討いただきたいなというふうに思います。よろしいでしょうか。

・事務局

ご意見ありがとうございます。そうですね、この11ページと12ページにつきましては、先ほどちょっと触れさせていただきました、国から市民の方へお知らせするという趣旨の資料をこちらに転記させていただく中で、「抜粋」という言葉がまた、より適切なものがあるかどうかといったところについて事務局のほうでも検討させていただきたいと思っております。

ただ、内容については国が各自治体を通して、事業者であるとか市民の方へ向けた周知用のお知らせというところがございますので、市町村のほうで書きぶりを変えるというの

もなかなか難しい部分はあるかなと思いますが、いずれにしましても11ページの「抜粋」といったところにつきましても事務局のほうで改めて精査をさせていただきたいと思えます。9月26日付けの国からの通知といったところがもとになってございます。以上でございます。

・会長

はい、ありがとうございます。非常に大きな関心事の一つだと思いますので、ぜひ前向きに検討していただきまして、この話とこの前の段階の話も両方ですね、少し積極的に検討していただければなというふうに思います。

そのほか、まだご発言されていない委員の方で、何かご感想でも結構でございますがいかがでしょうか。

私の記憶が確かならばっていうところもあるんですけど、ニーズ調査に関しましては、今回も前回と同様に小学校2年生の保護者を対象にしているところでございます。で、その理由といたしまして、これまでやってきたという経年の変化をしっかりと定点観測するということがまず一つあるということと、もう一つその背景として、1年生ですとまだ入学して半年というところもありますので、学童保育にやっと慣れてきた感じというところの中からですね、仮に高学年になったときの必要性というものをまだ認識するにはお時間が必要ななというところがありまして、1年以上経過している2年生の保護者を対象とするのが適切だろうというところで、この委員会でも、会議のほうでも前回お決めしていただいたところでございます。

それでは、一旦この次第に関しては閉じさせていただきます、また何かありましたら挙手にてご発言お願いいたします。

4 その他

・会長

それでは次第4「その他」として報告等がございますので、事務局、よろしくお願いたします。

・事務局

担当課の〇〇と申します。よろしくお願いたします。

資料4をご覧ください。「幼稚園、保育所、認定こども園等の無償化について」説明させていただきます。先ほども話題に上がりましたが、つい先日、9月26日付けで厚生労働省から各地方自治体のほうに、幼児教育無償化に関する住民、事業者向け資料の送付がございまして、これが資料4でございます。この2枚セットのものと1枚のものがございまして、これから各関連施設のほうに市のほうからも送ります。

また、幼稚園に関しましては説明会のシーズンでございますので、いち早く、取り急ぎ、この資料4に関してはメールで送付させていただいているという状況でございます。

では、内容についてでございます。幼児教育の無償化については、「新しい経済政策パッケージ」、「経済財政運営と改革の基本方針2018」に基づき、2019年10月からの実施を

目指すこととされております。こちらの「新しい経済政策パッケージ」及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」において決定された事項を、今回住民の方や事業者の方にわかりやすく説明する資料として作られたものでございます。

資料4の上の3つの丸のところでございますように、先ほどから申し上げているように、消費税引上げ時の2019年10月1日からの実施を目指すということで、今、国のほうも動いているというところでございます。具体的な手続き等については、現在検討が行われているところでございまして、全てが決まっているわけではございませんので、現時点でわかっているものをこのように資料としてまとめられて情報提供されたというふうにお考えください。

では、中段でございます。「幼稚園、保育所、認定子ども園等を利用する子供たち」ということでございまして、利用する3歳から5歳、全ての子どもたちの利用料を無償化とあります。子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園の利用料については、同制度における利用者負担額を上限として無償化（上限月額2.57万円）というふうになっております。実費として徴収されている費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外となっております。幼稚園については満3歳（3歳になった日）から、保育所については3歳児クラス（3歳になった後の最初の4月以降）から無償化。その他の施設等については、上記取扱いも踏まえて、検討が行われているところでございます。

もう一つの対象が、0歳から2歳児の子どもたちの利用料については、住民税非課税世帯を対象として無償化でございます。対象施設・サービスは、幼稚園、保育所、認定子ども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業も同様に無償化の対象でございます。

では1枚めぐりまして、次のページでございます。「幼稚園の預かり保育を利用する子供たち」についてでございます。対象者・利用料についてでございます。幼稚園の預かり保育を利用する子どもたちについては、新たに保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園保育料の無償化（上限月額2.57万円）に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料を無償化としております。

次に、「認可外保育施設等を利用する子供たち」でございます。対象者・利用料については、認可外保育施設等を利用する子どもたちについても、保育の必要性があると認定された3歳から5歳の子どもたちを対象として、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化します。0歳から2歳児の子どもたちについては、住民税非課税世帯の子どもたちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化でございます。対象施設・サービスについては、認可外保育施設等とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。このほか、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業が対象でございます。無償化の対象となる認可外保育施設等は、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要ですが、ただし、経過措置として、指導監督基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けるということでございます。

最後に、「いわゆる『障害児通園施設』を利用する子供たち」。対象者・利用料、就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）を利用する子どもたちについて、利用

料を無償化でございます。3歳から5歳が対象。なお、0歳から2歳児の住民税非課税世帯については、既に無償となっております。幼稚園、保育所、認定こども園といわゆる障害児通園施設の両方を利用する場合、両方とも無償化の対象でございます。

以降はこれを絵にしたものでございます。

無償化に関する説明は以上でございます。

・会長

はい、ありがとうございました。「幼稚園、保育所、認定こども園等の無償化について」、資料4につきまして、何か質問、もしくはご感想等々ございましたら挙手にてご発言をお願いいたします。はい、〇〇委員どうぞ。

・委員

これが本当に実施されるのかどうかというところもあるんですけども、実際の場合、この具体的な手続き等については現在検討が行われているところとしますが、もう1年切るんですよ。まあそういう中で、例えば本当にこれが行なわれた場合、市のほうとしてメリット、どういうものがあるのかとか、デメリットとか、そういうものって何かありますか。例えば今この私たちがやっている、今現在取り組んでいる市の子ども・子育て支援事業計画についても、これが取り組まれるにあたって、例えば何か対応しなければいけない、協議しなければいけない、そういう部分が出てくるのか、何かそういった部分っていうのは庁内で話し合われたりしているのかなと思ったので、ちょっとお聞かせいただけたらなと思います。

・事務局

はい、ご質問ありがとうございます。先ほど触れさせていただいたところでございますが、この幼児教育無償化についての概要というのは資料4のとおりで、最新の情報でございます。ただ、具体的な手続き等については現在検討が行われているところというところでございますので、その内容によって自治体としてどういった影響があるかというのを具体的にこれから見えてくる部分と我々も考えていまして、少なくともここで先ほどの資料の2と3、主に2ですけれども、幼児教育無償化にかかわる影響についてニーズ調査票のところで設問を設けるということについては、まずは先行してさせていただいたところでございます。全国で言いますと、他の自治体で、個別のニーズ調査とかを行っているところがあるということは聞いたことはあるんですけども、今、〇〇委員がおっしゃった影響、そういったものについては、今後具体的な手続き等についての検討が行われる中で、例えば都道府県でも違う部分がございますでしょうし、市町村単位でもこれまで行ってきた施策との関連においてどのような影響が出るのかというのが、具体的な手続き検討が行われる中において徐々に明らかになってくる部分はあると考えているところでございます。現時点での詳細というものは先ほど〇〇委員からの情報の内容ということについて、国が周知していることよりも深いところはまだ決まってない部分があるということにつきましてはおっしゃっていただきましたところですが、その中でも、今後、影響については遅れがないように我々も情報収集に徹してまいりたいと考えてございます。以上でござ

います。

・会長

はい、ありがとうございました。はい、どうぞ。

・委員

僕がこれ、保護者にとってはある意味、経済的負担でいいことのように思われるんですけども、ふたをあけてみないとわからないんですけども、反対に待機児童数をふやすことになりかねないのではないかなと感じたりします。それはやってみないとわからない部分はあるんですけども、むしろ無償化のほうよりも、例えば本当に保育士が確保できてない現状とかありますから、そっちのほうに国は予算を使うべきじゃないかなと思いますが、そこはここで話してもしょうがないことなんですけれども、実際にこれが通った時に、やっぱりこの中で本当に大変になってくるだろうなって部分はあると思うので、反対にそういう部分で、僕は現場で組合とかやってる立場で感じている部分はあるんですけども、〇〇委員は保育園を運営しているじゃないですか。園長の立場でどういうふうにしたのか、その辺なんかもちよっと参考までに意見とかお聞かせできたらなと思います。

・副会長

そうですね。まあ本当にメリット、デメリットということでは本当に語る部分というのは非常に多いなというふうに思いますけれども、今ご意見もありましたように、このことが全て諸手を挙げて万歳というところに行かないのは誰もが感じているところで、今、非常に子どもの貧困ということが言われておりますけれども、やはり大人の格差が子どもの格差にっていうところにおきましては、幼稚園、保育園を利用されているお子さんたちがある意味勝者で、やはりそこに入っていけない子どもたちが取り残されてしまうのではないかと懸念、それをこの無償化が、まかり間違えば拡大してしまうのではないかと懸念が巷で議論されていることも存じておりますし、これも一私見でございますけれども、もちろん教育の無償化というのはそれこそ学校教育も含めて公的資金の教育にける割合が世界的にも日本は水準が低いということが指摘されているわけですので、こういった無償化がいわゆる子どもたちの教育に関する公平性を担保していくという部分に関しては期待を持つものでございますけれども、ただ、やはり社会における子育て全般の支援をもう少し充実していくというところもあわせて、検討されていないわけではないですが、もう少しそこも含めて議論が深まっていけばいいのではないかとというふうに思っております。以上です。

・会長

ほかの委員さんから何かご意見、ご感想を。

・委員

あと一つだけ、すみません。国からおりてきているものだからしょうがないんでしょうけれども、例えば「『障害児通園施設』を利用する子供たち」って書いてありますけれど

も、幼稚園、保育園と施設、両方とも無償化の対象っていうふうにボンッと出ちゃっているんですが、例えば受給者証をどうするのかとか、障害者手帳とか、そういうこともあるわけですから、やっぱりリスクというか、誤解というか、混乱がないように、国からおりてきたときに東久留米市としてきめ細やかに対応できるような措置をとっておかないと、なかなか混乱するのではないかなっていう、ちょっと危惧はあります。以上です。

・会長

ありがとうございます。ほかの委員さんからご意見等ございますか。いかがですか。今、さまざまな委員の方からもお話がありましたように、無償化、まずはありきではないわけですけれども、無償化になるという前提で言えば、そのあとのことも考え得るところを皆さんと知恵を出し合いながら、粛々と市のほうに進めていただければなというふうに思っておるところでございます。よろしいですかね、ここの部分は。はい。

・委員

ちょっと質問が遅くなって申しわけないんですが、資料1の件です。15ページの一時預かり事業のところの所管課による評価の部分に「(子育て支援課)就労の有無等の保育要件に関わりなくすべての子育て家庭が利用できる一時預かり事業」っていうふうに書かれているんですが、幼稚園に行っている子はこの保育園が行っている一時預かり事業を利用できなくなったんじゃないかなと思ひまして、ちょっとこれでいいのかなっていう。一応調べたら、一時預かり事業要綱には幼稚園入っている人はだめですよみたいなことが書いてあったんですけど、入所のしおりのほうの一時預かり事業のところにはそういう文言はひとこともなくて、ちょっとどうなってるのかなと思って、お聞きしたいと思ひました。

・会長

ありがとうございます。担当課からお答えできますでしょうか。

・事務局

ご意見ありがとうございます。この一時預かりのこの点検・評価シートにおきましては、子育て支援課のいわゆる保育園等で行っている一時預かりとファミリー・サポート、そういった形で少し分けさせていただいているところですが、その表記については今ご意見いただきましたところで、共通の内容として、記載のほうを検討させていただきたいと思ひます。

・委員

そもそも幼稚園が夏休みのときに保育園の一時保育を利用されている方っていうのがこれまでそこそこいらっしゃったと思うんですが、それが突然やっぱりだめですよってなった経緯は何かあるんですか。

・事務局

まず触れさせていただいたのが、この幼稚園に関しまして今預かり保育というのが非常に…。

・委員

それじゃないです。そのことじゃないですね。一時保育というのは保育所がやっている、就労に関係なく預かるというのが、幼稚園に一旦入園しちゃうと、例えば幼稚園が土曜日やってないっていうふうになったときに、それが受けられなくなったってことなんですよね。前は行ってる子がいました。

・委員

前は夏休みとかで、ひばり保育園にいらしてる方がいます。

・事務局

そうですね。この保育園の一時預かりは土曜日は実施していません。そういった中、幼稚園の預かり保育のほう非常に充実している中での内容というものについてでございますけれども、こちらの点検シートのほうに表記に誤解を招く部分があった場合について、検討させていただきたいというところでご理解いただきたいと思っております。

・会長

では、事務局のほうでまずは点検・評価シートのこの部分の表記の確認と、それから〇〇委員からお話があった事実関係も少し調査をしていただければと思います。よろしいですか。はい、ありがとうございます。

こちらの次第のほうはよろしいでしょうか。

はい、それではですね。会の冒頭に私のほうからお話をさせていただきました件でございます。実はですね。この会議宛てに要望書をいただいておりますので、ご報告をさせていただきます。私を含めました、委員の皆様全員に対してのご要望でございます。ホチキス留めのものが一つと、それから封書に入ってまだ開封していないものが各委員ごとに届けられているものですから、開封してないものがありますので、お手元にいきましたらまずホチキス留めの内容を見ていただき、それから封をあけていただいて、中にどういったものが入っているか、私も中身は知りません。この封のものに関しましては。委員の皆様で確認していただければというふうに思います。すみません。ちょっと事務局、お手伝いお願いしてよろしいですか。

封をあけられましたら、少しお時間5分ほど頂戴いたしまして、内容のほうを少し黙読をしていただければというふうに思います。

よろしいでしょうか。3箇所からの要望書が届いているかと存じます。まず最初に、封書に入っていたものは皆さん同じかと思うんですけども、東久留米市保育問題連絡協議会様からのものがございます。それから、ホチキス留めの1枚目は東久留米市保育園父母の会連合会様、そして、2枚目がしんかわ保育園父母会様からの要望書でございます。いずれも東久留米市子ども・子育て会議、私会長の〇〇、副会長の〇〇さん、それから各委

員宛てに届いているものでございます。

ここで、会務を総理する立場であります、会長である私のほうから、まず子ども・子育て会議の条例に基づき、子ども・子育て会議の性質というところの観点から、こういった要望書、大変貴重なご要望をいただいて、本当に感謝しているところでございますけれども、このような要望書を直接会議で議論をし、また各委員が回答するという類のものではございません。質問及び要望については、この内容として、これは行政でしっかり対応すべきものと考えております。ですので、こうした貴重なご要望に関しましては、今回私の判断で皆様のほうには共有をさせていただいております。こういう要望があったということは周知していただきたいというふうに思っております。しかしながら、この内容につきまして、お答えする立場ではないという会議ということを改めて皆様のほうにご報告といえますか、ご承知いただきたいというふうに思います。よって、逆に行政にお尋ねしていただきたいというふうに思っているんですが、市のほうの見解をお聞きしたいというふうに思っております。この要望書に関しまして、市側の見解を事務局のほうからでよろしいでしょうかね。お願いいたします。

・事務局

今、会長からご指名いただきました、見解というところでございますが、まず冒頭におきまして、この会議の設立の趣旨というところを会長からお話しさせていただいたところでございます。この子ども・子育て会議にこういったご意見とかご要望というのは、過去にも実績としましてはあったところでございます。その際にもやはり市のほうにご要望いただき、それについて市のほうで回答させていただいたという経緯がございます。やはりこの子ども・子育て会議につきましては、市長の諮問に依りてご意見を聴取する、必要に依りてご意見を聴取するために審議・議論する会議であるという基本がある中で、そういった対応をさせていただいたところでございます。このご要望にあります、「東久留米市保育サービスの施設整備・運営及び提供体制に関する実施計画」につきましては、これまでもこの会議でもお話しさせていただいたところもあろうかと思いますが、計画書にも記載をされておりますとおり、委員の皆様にご審議いただきました子ども・子育て支援事業計画でありますとか、東久留米市の財政健全経営計画の実行プランの「市立保育園の民間活力の導入による行政サービスの維持、向上」を具現化するための計画として位置づけてございます。そうした中、この実施計画につきましては市として責任をもって策定をさせていただいているというのはこれまでもお話しさせていただきます。そこについてはご意見はいただいているところではございますが、28年3月にこの実施計画を策定してから、そういう形で市としては対応させていただき、ご意見をいただく中においては、その都度ご報告であるとか確認をした中での現在の対応ということで、委員の皆さんには市の考え方というものはお話、ご説明はさせていただきたいというふうに思います。以上でございます。

・会長

先ほども申し上げましたとおり、会議の性質として要望を受ける場所ではないということではありますが、東久留米市の子ども・子育ての未来を真剣に考えていらっしゃる貴重な市民の皆様からのご要望書でございます。ぜひともこういったご要望に関しましては、市

としても真摯に受け止めていただきまして、しかるべき検討をしていただきたいというふうに思っております。

・委員

会議の性質上、要望書を受け付けないようなことを今お伝えいただいたんですが、前回同じような要望書を私と〇〇委員から出したと思うんですが、先ほどおっしゃっていたとおり、市のほうに出してくださいという形で、受け付けてはいただけなかったのを覚えております。ただ、今回はこの委員からではなく、一応この父母の会連合会、代表名私となっておりますが、父母の会連合会の総意ということで、全て外部の者からの要望書になっています。これってなんでだろうってちょっと考えていただけたらなというふうに思っていて、ぜひこの場で、皆さんどういいう見解なのか教えていただきたいなというふうに思います。

・会長

その場合の皆さんというのは誰を指す皆さんでしょうか。

・委員

委員さん、会長、副会長を含め、委員の皆様はどう思うかっていうことをお聞きしたいと思います。会長の判断でお聞きしなくていいってなるのもちょっと違うのかなと思っていて、そこも皆さんで話していけたらいいんじゃないかなというふうに考えます。

・会長

今、〇〇委員のほうから、会長の判断でということの発言がございましたけれども、私の判断ということではなくて、あくまでも私は会を円滑に遂行する立場でございます。会務を総理する立場でございます。この会議自体に関しましての円滑な運営について私は述べているところでございまして、皆様からのご意見を拒否するであるとか、そういう性質のもので今発言したわけではないということを承知していただきたいというふうに思います。

・事務局

ご意見ということで、今会長のほうから〇〇さんのご意見をお伺いする機会を運営の中でご発言いただいておりますが、回答ということについては先ほど申しましたとおり、この会議につきまして、市の条例で設置された機関である中で、市長からの諮問のあったものについて議論する、そういった性質の会議であるということを基本にまずご理解いただきまして、外部の方からいただいたご意見というのはこれまでもございました。今、お話に出た委員からのご要望だけではなく、こちらにございます父母会連合会であるとか、それからほかの団体においてもいただいたことはあるんですが、その資料については委員の方に机上配付させていただき、ご承知おきいただくということで、これまでも対応させていただいたところでございます。この会議におきまして、市民の方等からご要望をいただいたものについて回答するという、そういった立場にはないということで、そこについ

ではご理解をいただきたいと存じます。

・委員

先ほど〇〇委員からもありましたが、今の子ども・子育て会議のこのメンバーの前の体制のときに要望書を出させていただきまして、市のほうから、例のここに出ている「東久留米市保育サービスの施設整備・運営及び提供体制に関する実施計画」というのが市の事務局のほうから配付されました。そのときに、こういうのを出しますよってという説明とか案内程度で終わって、それに対して僕と〇〇委員のほうからはこういう形でなく、ちゃんと内容に関して委員に意見を求めたり、あるいは論議したほうがいいんじゃないかと。ただ、そのときにも、今回の市議会とか厚生委員会でもお答えしているように、子ども・子育て会議で論ずる議題ではないと、いわゆるこの計画に関してはこの上位計画であるからってことをずっとおっしゃってましたが、ただやはり計画の上位とかそこは僕まだ専門的じゃないからわからないんですけれども、でも実際のこの計画がこの子ども・子育て支援事業計画の中にあるわけですよ。入っているわけですよ。そうじゃないですか。だって、この待機児童解消とか、保育園運営とかそういうもののところに関わっているわけですから、全く子ども・子育て支援事業と無関係ではないわけじゃないですか。上位計画とかその辺の説明とかわかりませんが、そうなったときに、私たち子ども・子育て会議の委員もこの計画に対する説明責任とかいろいろな責任があるんだと思うんです。そのときもそういうお話をして、議題に挙げていただきたいと先ほど会長もおっしゃってた。でも、会長にそういう要望を出しましたが、あくまでもこの場っていうのは市長からの諮問される事項だけをやる場ですからということで、その当時も会長からそうおっしゃっていただいたので、市宛てに出しました。でも、市からの回答は今回の議会と同じような内容でしたが、ただこれはそちらの市事務局がそういうふう突っばねてるわけではなくて、僕らが例えばいろいろ話をしたときに、事務局の判断ではなく、市長にもいろいろ相談とかしていただいたんですよ、その当時。しましたよね。当時の部長と課長で、そういった件がありましたということ伝えてるわけですよ、市長のほうに。でも、市長のほうとしてはいろんな考え方があるからっていう形で、そこではまだ諮問には至らなかった経過があつたけれども、ただここでちゃんとやっていれば、おそらく今回のここまでの大きな騒ぎとか、そういうふうにならなかつたんじゃないかなと。市民説明会だけただ1回だけやって、それで説明しましたっていうのはどうなのかなと。やはり公立保育園全園含め廃園計画が入っているわけですから、やはりこれは全体的にちゃんときちんと丁寧に、まあ内容に関しては僕は反対ですけども、そうであっても市側に関しては説明責任と説得責任があると思うんです。そういう部分を省かれてるんじゃないかなと。だから、委員からではなくて、委員の外からそういった要望が出ているという事態を、市側はしっかりと重く受け止めていただきたいなど。それは市側がやってる計画ってことだけじゃなくて、僕ら子ども・子育て会議の委員にもかかってくる責任があるので、そういうことも踏まえて、だからこの中に諮問事項として載せていただきたい。で、会長がおっしゃる私たちが決めることではないので、やはりちゃんとしっかりとできれば本当はそういう意見がありましたっていうことを、会長から市長のほうにこういった意見がありましたよと、それをお伝えいただきたい。やりましたとかそういうことではなくて、会長

のほうからこれを市長のほうにお渡しして、そういうことがありましたっていうことをお伝えいただきたいというだけ、まず要望が一つです。でも、それが事務局のほうで、いやでもやっぱり市長のほうに出してくださいっていうのであれば、それはそういった回答をいただいて、おそらくこの団体の方々はまた市長宛てに出すのかもしれませんが、やはりちゃんとこの回答と、私たち委員一人ひとり宛てにちゃんとこうやって丁寧に要望書を出されているわけですから、やはりそこでしっかりと、何もできませんとか、回答できませんということではなくて、それなりに誠意を示すことが大事じゃないかなと思います。そういった意見、要望が出たので諮問としてちょっと検討していただだけませんかという形ぐらいはできないのかなというのが、まず一つの意見です。

で、もう一つはすみません、現在、東久留米市に幼稚園いっぱいありますけども、公立幼稚園はありませんよね。ありませんよね。昔ありましたよね。それは公立幼稚園がなくなるときは、今回のように何もなくて突然なくなりましたか。その経過とか何かありましたか。そこを教えてくださいなんですが。

・事務局

今、〇〇委員からのご意見、二ついただいたところでございます。一点目につきましては、これは先ほど来お話しさせていただいてますが、子ども・子育て会議からの回答というのは、そういった性質でないところでご理解いただきたいんですが、市、事務局にご要望いただくということについては、その都度ご回答をさせていただいてございます。この子ども・子育て会議にご意見があったということにつきましては、市長にも確認させていただき、報告させていただきながら、ただ、その子ども・子育て会議からの回答として出すということではなく、市側のほうに改めてご要望をいただくことにより、ご回答させていただきたいというのが、前のこの子ども・子育て会議であったときと同様に、対応としてはさせていただきたいというところでございます。

二点目の幼稚園につきましてでございますけれども、幼稚園の際にも、さまざまあったかと思っておりますけれども、保育園に関しましては、これまで民営化等させていただく中での対応を継続しながら、この「保育サービスの施設整備・運営及び提供体制に関する実施計画」についても、これまでの民営化実施計画に代わるものとして記載をさせていただいているところですので、対応については先ほど来申し上げているように、市として責任をもって策定するという中で、この子ども・子育て会議については、上位計画である事業計画について何回も審議をお忙しい中いただきながら、ご意見を頂戴しているところでございます。実施計画についてはそれを具現化する計画ということで、個別具体の施設整備等について市のほうで責任をもって策定しているということですので、繰り返しになって恐縮でございますが、この実施計画の会議での扱いということについては市側のほうで判断をさせていただいて、このように対応させていただいているところでございます。

・委員

なぜ僕が公立幼稚園のことをお聞きしたかと言いますと、東久留米市の公立幼稚園を廃園する際に何もなくて廃園したわけではなくて、当時公立幼稚園のあり方検討会というのが開かれたんですね、市のほうで。で、それをやるにあたって東久留米市幼児教育対策協議

会というのが開かれて、幼稚園関係者、学識経験者、市職員、公募市民、その方たちでそういう話し合いをして、それで協議する。その上で今度、市のほうで東久留米市公立幼稚園の今後のあり方に関する検討委員会というのを立ち上げて、そこで、内容は廃園ありきということではなくて、公立幼稚園がどういう役割を果たしてきたのか。今どういう状況なのか。で、また今後どういうふうにしていったらいいのか。今後の東久留米市の子育てを考えたときに、これどういうふうにやっていくのか。そこまで丁寧に話し合われてるわけですよ。で、まあ廃園に当たりいろんな部分があったかもしれませんが、そこで公立幼稚園はこういう役割を果たしてきたんだと、じゃあこれはこんなふうに展開していくんだね、とかね。で、こういうふうに活かされていくんだねとか。そういう部分があるからこそ、反対にじゃあ仕方ないかなと、じゃあ納得しようかなと、こういう部分もあったと思うんです。でも、今回は、幼稚園でそれがあったのに公立保育園に関してはそういうものが一切ない。突然計画で廃園します。で、公立保育園がやってきた保育の中身に関してはこれは引継ぎしませんとはっきり書かれていますし、じゃあ公立保育園が果たしてきた役割って、じゃあなんだったんだろうか。今後どういうふうになっていくんだろうか。あの実施計画を見ると、市側からすると待機児解消だとか、あるいは予算の上ではメリットがある計画かもしれませんが、あの内容が本当に子どもたちの育ちだとか、保護者が安心して預けられるとか、そういった部分に関してはちょっと薄いかなと。ちょっとじゃないな、ずいぶん薄いかなと。そこはやはり保護者だとか、あるいは学識者だとか、そういう方々と作られた内容なのかなというところで疑問を感じざるを得ない部分がある。でも、計画として出てしまっている部分があるわけですから、そういう意味でここでちゃんと議論したりとか、そういうことをしたほうがいいんじゃないかと。むしろ、どうしても諮問でできない、どうのこうのというのがあれば、これも僕がこの子ども・子育て会議の前の次世代育成行動支援計画、あるいはその前の社会福祉審議会の子育て支援部会でも、これたぶん発言してきた中で、委員の方からはこの場とは別の場でそういった場を設けてやったほうがいいんじゃないかということ意見をいただいています。やはり必要なんですよ、そういう場が。そういう意味でこのままだ実施計画が反対だ、どうのこうのという対立ではなくて、どこかで話し合う場とかね、わかり合う場とか、そういう場をちゃんと考えたほうがいいんじゃないかと。そういった部分も含めて、意見があったというところを、先ほどの要望書の内容を会長の〇〇委員のほうから市長のほうにお伝えいただくか、あるいは事務局からこういう意見もありましたとお伝えいただくか。それは判断はおまかせしますが、そこはきっちりとお伝えをお願いしたいなと。このままでいくと、東久留米市で子育てしたくないと思います。実際、身近な人が1歳半検診を受けて、その1歳半検診でアンケートがあったそうです。その中で、今後も東久留米市で子育てしたいですかという項目があるというのを聞いて、なんか4パターンあったらしいんです。したいと思うとか、わかりませんか、まあまあとかあったんですけど。したくないと思うと書いた人がいた。で、その理由を聞いたらば、兄弟保育で別々に預けなければいけないとか、病後児保育も1箇所しかないとか、あるいは廃園計画がある中で、預けたところが廃園になるんだったら違うところに移ったほうがいいとか、ここでは育てたくないという、そういう回答をした人がいるっていうのを身近に聞いているわけですよ。今やっている計画がそういうものになってしまうんだったら、私たちがやってるこの子ども・子育て支援事業計画はなんな

んだらうと。これ本当に全ての保護者と子どもたちが明るく生きるために取り組んでいるのに、それと別に実施計画でそういうふうになってしまうんだったら、矛盾があるんじゃないかなと。諮問内容とは別かもしれませんが、つながっているんだということは自覚していただいて、やっていただきたいと思います。

・会長

委員のほうから貴重なご意見ありがとうございました。本日の議題でございますが、「その他」のところ、要望書の件につきましては一定のご理解をいただいたというふうに認識しております。それから、今後のあり方についても、この子ども・子育て会議の条例に則した形で私は会長として会を粛々と進めていくと同時に、皆様からの貴重な意見はしっかりと吸い上げる形の中で、諮問に応じてお答えをしていきたいというふうに思っております。

本日は非常に関心事があるということで、これまでにない傍聴の方、皆さんお越しいただきました。会議自体はこのような形で皆様からご意見をいただく中で進めさせていただいております。ただ一点、会の条例、子育て会議の決まり事の中で、傍聴人の方々の拍手その他というものは禁じられてございますので、今後気をつけていただければというふうに思っております。ただ、そうは言っても、皆様からのこういう、東久留米市の子ども・子育てを思う私も一人の父親としても、今後この東久留米市に皆が住みたいというように思える子ども・子育て会議のあり方も含めて、会のほうを運営していければというふうに思っているところでございます。

それではですね。次に、次回の日程の確認をしたいというふうに思います。

・委員

ちょっと待ってもらってもいいですか。

・会長

はい、どうぞ。

・委員

ここに、私の書いた要望書の中の中段のところに、「しんかわ保育園の廃園を含む公立保育園の全廃計画については『保育の量の見込み』のみならず『保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期』の変更となる内容である」って書いてあると思うんですけど、この内容は、子ども・子育て支援法の趣旨に則れば、実施計画は法的に子ども・子育て会議に諮られるべきだったのではないかと書いてあるんです。私これ、そもそもこの子ども・子育て会議に諮問されなかったっていうところを、私たち委員は軽視されてるんじゃないかなと思ひまして、議会のほうに抗議文も提出させていただいています。一応参考資料として持ってきてはあるので、会長さん、配ってよければ配りたいなと思うんですけど、いいですか。

・会長

見させていただきます。

・委員

しんかわ保育園父母の会のほうからの要望書の下のほうにも、今回この請願書を市議会のほうに届けるにあたって、ぜひ話し合っ、子ども・子育て会議やパブコメなど、市民の意見を聞いてほしいということで、署名を募りました。集まった筆数1,520筆、市内の公立保育園を含む7つの園において、全世帯の7割以上の世帯の署名が集まったんです。この署名ってとても重いと思うんですよね。これで本当に終わっていいのかなっていうか、ぜひ皆さんの意見も聞きたいなというふうに思っています。

・会長

今、〇〇委員のほうから私どものほうに配られたものでございますが、まずもって宛先が市長宛てでございますので、こちらのほうは事務局のほうにしっかりと渡していただいて、事務局のほうで展開していただきたいというふうに思っております。

それから、二点目のですね、これ繰り返しになりますけれども、皆さん、委員のほうから意見を求めるという部分に関しましては、先ほど来お話しをさせていただいているとおり、この会のあり方という部分にも抵触してまいりますので、ここの部分においてはご意見のほうを頂戴をできないという形です。

・委員

そもそも委員たちが軽視されていると私は感じていて、諮問されるべきだったにもかかわらず、諮問されなかった。そのことについて委員としてどう感じるのかっていうのは大事なことじゃないかなあと思うんですけど、いかがでしょうか。

・会長

市のほうから何かございますか。

・事務局

大変恐縮ですけれども、先ほど来お話しさせていただいているところの繰り返しになりますので、もうあまり同じことは申し上げられないんですけれども、この会議の設立、会議の性質でありますとか、設立の趣旨から、そういう委員の方のご意見を求めるということについて、回答という形で申し上げることはできないということで、ご理解いただきたいと思えます。

この会議におきましては、市長からの諮問に応じ、こちらを審議するというので先ほど来申し上げてますので、その中で議題としたものについてご意見をいただくということで、ここはご理解いただきたいところです。よろしくお願ひします。

・会長

すみません、傍聴の方、ご発言をお控え願ひします。

〇〇委員、どうぞ。

・委員

とにかく、多分ずっとお話ししても、この子ども・子育て会議の会則というルールとして、諮問された内容じゃなければ交わせないっていう。意見を交わせないし、感想を述べられないっていうことですよ。それですよ、おっしゃってるのは。

・事務局

この子ども・子育て会議につきましては、子ども・子育て支援法というものに則り、市の条例で設置された機関でありますので、そうした中、条例に定めて、意見聴取をさせていただく場として委員の方々に委嘱をさせていただいているものでございます。そういう基本がございまして、先ほど、これまでもあったというお話でございすけれども、市民の方でありますとか、外部の団体の方からいただいたご要望等について、会議委員の方がそれに直接お答えする立場にないというところは最初に申し上げたところですので、その基本をご理解いただきたいというところでございます。

・委員

わかりました。とにかく冒頭で〇〇委員も発言して、僕も話したように、委員じゃなくてそのほかの方々からこういう要望書が来た事態というのを、まず本当に重く受け止めていただきたいなど。で、あの確かに諮問された内容ではないというやりとりになっちゃうんですけども、でもやはりこの実施計画はこの子ども・子育て支援事業計画、東久留米市の、それと間違いなく絡んでいるわけですから、その計画があってこの待機児解消とかそういう部分も入ってくるわけで、無関係ではないわけでしょ。ここで諮問されてなくても私たちは関係あるわけです、その計画の中の上では。それで、だからそういった意見を1回出してますし、今回も外部の、委員のほかの方々から諮問事項として出してほしいという部分を出しているっていうことで、そこをまず、きちんと受け止めていただきたいし、委員の皆さんにもそこをぜひ感じていただきたいと思うんです。で、すみません。立場的には反対です。実施計画の内容に関しては。やはりやってきた取り組み方が乱暴じゃないのかなと。もっと丁寧にやるべきじゃないかなと。そういうことをこの場でやってほしいというのが僕と〇〇委員の提案内容の主なポイントです。

ここで市長というか市に対して、これはおかしいんじゃないか、ああじゃないかこうじゃないかと言うかもしれませんが、いろんな方の委員の率直な意見をこの場で交わしてくれて、もしもですよ、こんなことを言っちゃったら、このしんかわの父母会の方に怒られるかもしれませんが、より良い計画になるかもしれないわけじゃないですか。もうちょっとマシになるかも、マシっていう言い方は悪いかもしれないんですけども。もともと子ども・子育てのこの目的っていうのが、子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならぬ、そういうものなのかなとか。あるいは計画をやるにあたって、いろんな地域の方々との協働だとかそういうもので成り立っていくって書いてあるわけですから、そういう場をここで切っちゃいけないと思うんです。立場上、おそらく会長は会長で諮問された内容ではないからちょっとお困りになってると

思うんですね、今。早く終わらせたいと思ってるだろうし。で、事務局は事務局で、組織的な部分、市役所の組織的な部分でね、たぶんこれは部長、課長が作ったものではない、市長が提案したものであるから、本来は市長が来て説明したりとか、話をしたりすべきものだと思います。そういった意味では、もっと市民説明会をやったりとか、そういう場合はやらなきゃいけないと思うんですけれど、たった1回だけやってもうやらないと言ってるから、余計そういう溝が入ってしまう。だから、もっと本当にわかり合える部分とか話し合える場っていうのを前向きに検討していただきたいなど。そうすることで、ずっとこういう対立っていう形ではなくて、話し合う場っていうのができるんじゃないかなと思います。それがあある意味子ども・子育て会議の役割にもなるかなと思いますので。だから、おそらくどれだけ言っても、これ諮問とか、この場でお答えしてっていうやり取りの繰り返しになると思いますから、もうこれで終わりにしますが、とにかく要望としてはまず、回答はできないと回答したと言っていましたけど、さっきからお話ししているそういう内容でいいので、立場としてはこうこうだからこうであってこうです。だから、自分としてはこれに関してできますとかそういう回答はできないけれども、ただ市長のほうにはお渡ししますぐらいの形のそういった内容の回答は文面でお渡ししていただきたいなど。やっぱりいろいろお忙しかったり、大変な中でこういう要望の文面を考えたりとか、やっぱりいろいろ勇気がいると思うんです。こうやって名前を出して要望書を出されるというのは。それがあある意味、配慮じゃないかなと思いますので、それはぜひやっていただきたいということと、事務局に関しても、こういった意見があった、こういう意見が出てましたということを経長とともに、市長のほうにぜひ上げていただきたいなど。ただ、できません、こうでしたというやり取りだけでなく、そこを一步進めていただきたいなど強く思います。

・事務局

ただいまの〇〇委員からいろんなご意見いただきまして、一点だけこれまでの経緯の中で、子ども・子育て支援事業計画はこの委員の方たちでご審議いただいているところですが、その計画においては教育・保育の量の見込み、ならびに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期っていうのを定めることとされているというところがございます。その中で、実施計画を具現化する計画と定め、市として責任をもって定めている中で、それを子ども・子育て会議ではご報告をさせていただき、当然そのご意見もありますでしょうから、そういったところをお伺いし、議事録にも掲載させていただいているところがございますので、そういった仕組みがこれまであって、これまでの経緯があつてということ、確認をここでさせていただきます。ご要望についてはそういうご意見があったということで、委員の方たち初め、私ども事務局についても、〇〇委員がおっしゃるとおり、貴重なご意見ということは要望書の中に書いてあるところがございますので、そういった中で、先ほどの、これまでの流れというのは一点確認させていただき、この会議でも報告とさせていただいているところがございますので、そこについてご理解いただきたいと思います。

・委員

前回の子ども・子育て会議のときに、トレジャーキッズひがしくるめ保育園の利用定員

等についてということに関しては諮問がありました。利用定員にかかわる内容だったからだと思います。保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期にかかわる内容だったので諮問がされていたと思うんですけども、このしんかわ保育園のこともそこにかかわると思うのに、諮問されなかったということがそもそもちょっとよくわからないので、その点も教えていただいてもいいですか。

・事務局

これまでのこの会議で27年度の子ども・子育て支援制度が始まってから、この特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する部分については諮問させていただき、継続的に答申をさせているのはご存知かと思います。そうした中、先ほども触れさせていただきましたけれども、この実施計画につきましては事業計画を具現化する計画ということで、市の判断でこちらについては市として責任をもって計画として策定をさせていただいているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

・委員

ですから、もう繰り返しの繰り返しになりますから、先ほど僕もう終わると言ったじゃないですか。だから、それをまずあの…。もちろんそれを量とか確保とかそういうのを確認してっていうのはもう重々わかってますし、それ量の確保のところで実施計画の部分がなんで出てこないんだっていうことで要望が出たりとかしてるので。それはわかってます。課長がおっしゃってることは。ですから、すみません、こちらも繰り返しになりますが、そういう要望があったっていうことをちゃんとお伝えして、そしてそれを市長にお伝えして、諮問ができるかどうか、さらにここでできるかどうか、それをちゃんとお伝えしていただきたい。あるいは、僕がちょっとお話ししたように、幼稚園のときは公立幼稚園のあり方検討会みたいなのがあったわけですから、それは公立保育園の場合はなぜそういった検証も何もしないでやるのか。そういった部分も含めて、こういう意見もあったということをお伝えいただきたい。で、会長としては文面でさっき僕が話したような内容で、きょう出された団体の方々にこういった内容になりますといった形で、さっき言った内容で僕は構わないと思うんです。口頭でおっしゃった内容で。やっぱりせつかく文章で、たぶんこれ皆さんいろいろ集まって考えてらっしゃるんでしょうから、そういった方々の思いに応える上でも、向こうが望んだ回答ではないかもしれませんが、率直な会長の思う立場とか、そういう部分を書いていただいて文面でお返しするのが礼儀じゃないかと思うので、ぜひそれはやっていただきたいなと思っております。

・会長

貴重な意見、ありがとうございます。最後になりますけれども、まずこの会議自体に関しましても、議事録をとってございます。今、私の発言したこと、それから〇〇委員、それから〇〇委員が発言したこともしっかり文字で起こすことになってございますので、まずはその部分をしっかりと作業を進めていきたいというふうに思っております。一方、こちらも繰り返しになりますが、会として私は会長の立場で、条例に基づいて粛々と動かしているところでございます。一方で、私も東久留米に住む子どもを持つ親として皆様と

同じように、やはり東久留米の子ども・子育てに関する環境が良くなることを願っているものでございます。結婚して、こちらに住むことになって早10年過ぎましたけれども、私自身は非常にこの東久留米の住む環境とても良く感じておりますし、子どもたちにも長く住んでもらいたいなという思いでいるところでございます。私人としてはそういう思いを持っていますけれども、本当に皆さんにお願いというところでございますが、会というところの会長という立場でございますが、この部分に関しては条例に基づいた形で進めさせていただかざるを得ないというところをご理解いただきたいというふうに思います。

それでは、きょう行う次第のほう、これで全て終わりとなります。次回の日程等について事務局からよろしくお願いたします。

・事務局

次回の日程に関してご説明をさせていただきます。次回の開催は11月の下旬から12月上旬に開催できればと考えているところでございます。また、ニーズ調査に関しまして、子ども・子育て支援事業計画の量の見込み等の内容が中心となるのではないかと考えているところでございます。詳細につきましては、委員の皆様には追ってご連絡をさせていただきたいと思っております。私からは以上でございます。

・会長

ありがとうございました。次回の日程等につきましては、会長の私と副会長にご一任させていただき、事務局と調整させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

・委員

今後の日程のところ、ニーズ調査を配付して回収してデータやるじゃないですか。やりますよね。その後、パブリックコメントはやるんですよね。これに関して。

・事務局

ニーズ調査そのもののパブリックコメントっていうのは…。

・委員

前と同じように、ニーズ調査をもとに計画ができます。で、これに関してはパブリックコメントっていうのは前と同じようにやるんですよね。

・事務局

5年前に策定した流れというのは、第二期の子ども・子育て支援事業計画においてもそのようなことで今考えてございます。

5 閉会

・会長

定刻に近づいてまいりました。以上をもちまして本日予定しておりました内容を全て終了とします。皆様、本当にお疲れ様でした。ありがとうございました。

以 上